

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考会議（令和3年度第3回）議事要旨

- 1 日 時 令和4年1月21日（金）15：16～15：57
- 2 開催方法 オンライン
※奈良会場を設置
（奈良会場）奈良先端科学技術大学院大学 事務局3階 会議室
- 3 出席者 小山議長
田中、手代木、藤沢、河合、井上、梅田、飯田、寶學、小笠原、
太田、渡邊の各委員
欠席者 板東委員
出席監事 西村監事、春本監事
陪席者 松山企画・教育部長、堀内企画総務課長
- 4 配付資料
資料1 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考会議（令和3年度第2回）議事要旨（案）
資料2 学長の業務執行状況の確認方法（前回会議における案からの修正案）
参考資料1 学長の業務執行状況の確認方法（現行）
資料3 国立大学法人法改正による令和4年度以降の学長選考・監察会議委員の員数について
参考資料2 国立大学法人法改正による令和4年度以降の学長選考・監察会議委員の員数について
資料4 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則等の一部改正について
参考資料3 国立大学法人法の一部を改正する法律の概要
参考資料4 国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）（新旧対照表）
資料5－1 令和4年度以降の学長選考・監察会議の検討課題（これまでの議論等概要）
資料5－2 これまでの議論等概要（骨子）（案）
- 5 議 事
（1）前回議事要旨の確認について
小山議長から、資料1の前回（令和3年度第2回）の議事要旨（案）について説明が

あり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(2) 令和4年度以降に実施する学長の業務執行状況の確認の方法について

小山議長から、資料2に基づき、令和4年度以降に実施する学長の業務執行状況の確認の方法について、前回の会議において提示された原案の「3. 業務執行状況の確認視点」に「中期目標・中期計画の達成状況等」を含めるよう修正を加えることの説明があり、審議の結果、修正案のとおり承認した。

(3) 国立大学法人法改正による令和4年度以降の学長選考・監察会議委員の員数について

小山議長から、資料3に基づき、国立大学法人法改正による令和4年度以降の学長選考・監察会議委員の員数について、前回の会議において議論した経営協議会から選出する委員及び教育研究評議会から選出する委員をそれぞれ5人ずつとすることの方向性を確認した後、質疑応答を行った。

学外委員から、決議において可否同数となった場合の取扱いについて質問があり、小山議長から、可否同数のときは議長の決するところによると説明があった。また、この質問に関連して他の学外委員から、学長選考会議における議長の投票権について質問があった。これについて小山議長から、議決方法は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議規程第5条第2項に規定されていることの説明があった。

以上の質疑応答を踏まえた審議の結果、令和4年度以降の学長選考・監察会議委員の員数は、経営協議会から選出する委員及び教育研究評議会から選出する委員をそれぞれ5人とすることを承認した。また、小山議長から、必要な学内規則の改正については次の議事(4)において審議することの説明があった。

(4) 国立大学法人法改正等による規則等の改正について

小山議長から、資料4に基づき、国立大学法人法改正による規則等の改正について説明を行った後、質疑応答を行った。

学外委員から、学長の再任回数の根拠はどこにあるかとの質問があった。これについて小山議長から、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長の任期に関する規程第2条により、学長は引き続き6年を超えて在任することはできないこと、学長の任期は4年であるが、引き続き再任されることが可能であること及び再任された場合の再任の期間は2年とすることが規定されていると説明があり、この第2条の規定によって再任の回数は1回とされていることの説明があった。

質疑応答を踏まえた審議の結果、規則等の改正について、原案のとおり承認した。

(5) 令和4年度以降の学長選考・監察会議の検討課題について

小山議長から、令和4年度以降の学長選考・監察会議の検討課題の整理の方法について、まず論点の骨子を作成し、そのうえで論点を整理することについて説明があった。また、予備日としていた3月の会議を開会し、その論点整理を審議することについて説明があった。この整理の方法について意見交換を行ったが、特段の意見はなかったこと

から、この進め方にて整理していくこととした。続いて、資料5-1に基づき、骨子の中身となるこれまでの議論等の概要について説明があった後、資料5-1及び資料5-2に基づき、質疑応答及び意見交換を行った。

学外委員から、提出書類の差替えの申出に関する取扱いについて、軽微な変更であれば議長権限で差替えの可否を判断しても差し支えないと思われるが、大きな変更については公平性を欠くことから原則的に差替えを認めないこととするのは賛成であるとの意見があった。また、デジタル化の対応は一定の資金と時間が必要であるが、その手当をどのように考えているか質問があった。これについて事務局から、一旦持ち帰りとしたうえで、次回の会議において報告することが説明された。

他の学外委員から、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合の対応について、学長選考・監察会議委員が濃厚接触者となった場合であっても、発症がなく体調に異常がないのであれば、隔離を基本としつつもオンラインでの出席を認めるべきではないかとの意見があった。事務局から、当該意見等も含めて今後の参考とし、次回の学長候補者の選考手続に反映したいとの意向が示された。

質疑応答及び意見交換の後、小山議長から、会議終了後に委員に意見照会を行うことについて説明があり、この意見照会の連絡は事務局から行うこととなった。また、今回の意見を踏まえて論点整理(案)を作成し、次回の会議において審議を行うこととなった。

以上